

令和9年度入所・転園・あっせんにに関する同意書	
以下は申込み・利用調整・入所内定後の手続き等に関する重要事項です。 必ず、ご確認いただいた上、保護者記入欄にご署名をお願いします。	
申込みの手続き全般について	
①	★申込後に、「転職・勤務条件の変更・出産予定・婚姻等の家庭状況の変更」が発生した場合、速やかに保育サービス課へご連絡ください(入園申込みのしおりP.27参照)。 世帯の状況は申込時から入所月の月末まで継続しているものとして利用調整します。 そのため、入所・転園・あっせん時期までに勤務条件の変更や妊娠・出産、家庭状況の変更等で利用調整指数が変わった場合は内定取消、入所後に判明した場合は退所となる場合がありますのでご注意ください(自己都合で申込み時点の会社を退職して別の会社に就職したが間が1か月以上空いてしまう場合や前職よりも勤務日数、時間が減少する場合、申込後、入所・転園・あっせん時期に出産予定が判明した等)。
②	保護者が外勤就労している場合の利用調整基準指数は、就労証明書に記載された正規の勤務日数・勤務時間(以下、「勤務条件」)や直近3か月の実績(以下、「勤務実績」)等を基に算定します。勤務実績が勤務条件に満たない場合、勤務条件どおりの利用調整指数は付きません。申込時より勤務実績が増えた場合等、必要に応じて就労証明書を再提出することも可能ですが、当課からの勧奨はいたしません。
③	住民税の未申告または課税(非課税)証明書未提出の場合、住民税情報を確認できないため、利用調整上不利となります。育児休業中や収入がない場合も申告が必要です。世帯の課税状況をご確認のうえ、申込時には必ず申告をしていただくか、課税(非課税)証明書の提出をお願いいたします。(入園申込みのしおりP.17参照) 未申告でも当課からの勧奨はいたしません。
④	★転園申込みの方へ 転園申込み(小規模保育所・事業所内保育所から認可保育園への転園を含む)において、転園が内定した場合はいかなる理由があっても転園を辞退して元の保育園に戻ることはできません。申込み後、転園の必要がなくなった場合は、必ず「保育所入所等申込取下・辞退届」を提出してください。
⑤	★申込み時に(自主的)育児休業中の方へ 育児休業中の方は入所月の当月中までに、育児休業を取得した会社に職場復帰をしていただきます。就労形態が派遣社員の方は、必ず派遣元での復帰が必要です。復帰できない場合は、入所月の月末で退所となります。認可保育園等に入所したお子様の育児休業を取得した場合には退所となります。 育児休業からの復帰後、育児短時間勤務を取得する場合、日数の減少または拘束時間が6時間未満となる場合、指数の見直しとなり、利用調整指数が変わった場合は内定取消、入所後に判明した場合は退所となる場合がありますのでご注意ください。
⑥	★出産予定がある世帯へ 入所希望月が出産予定月をはさんで前後2か月以内の場合、該当月の利用調整指数は「妊娠・出産」の4点です。この場合、在園期間は出産予定月の2か月後までになります。期間終了後に引き続き保育園を希望の場合は、再申込みが必要です(ただし産休復帰する場合、下のお子様の育児休業を取得する場合は除く)。 また、下のお子様の産後パパ育休を取得される方で、引き続き育児休業を取得される場合の利用調整基準指数は、上のお子様の入所希望月が出産(予定)月の翌2か月以内までは「妊娠・出産」の4点です。入園後判明した場合、指数見直しとなるため、わかり次第速やかに「申込内容申請兼変更届」を保育サービス課に提出してください。
⑦	★入所辞退・退園届について 入所を辞退する場合は必ず入所月前日(必着)までに「保育所入所等申込取下・辞退届」、大田区外へ転出するまたは退園する場合には転出・退園を希望する月の翌月1日(必着)までに「転出・退園届」を直接保育サービス課へ提出してください。期日までに提出がない場合、保育施設運営費等の費用が請求される可能性がありますのでご注意ください。
A. 入所対象となるお子様について	
①	認可保育園ではお子様に医療的ケアが必要な場合、常時健康管理が必要な場合、食物アレルギーが重症な場合等「集団保育が困難」と判断されると、利用調整の対象外となります。小規模保育所・事業所内保育所については、P.25をご確認ください。
②	お子様に疾病や障がい等がある場合や、当課が必要と判断した場合には、 医師の意見書 をご提出いただきます。また、わかばの家や城南分園等の専門機関に通所している場合には、通所施設からの 児童意見書 等の提出が必要です。
③	お子様に食物アレルギーがある場合、申込時に医師の診断に基づいて作成された 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 をご提出ください。指導表の提出がない場合や指導表に記載がない食材については除去対応ができません。
B. 申込書類について	
①	提出いただいた書類は、入所できない場合でもお返しできません。 あらかじめ提出前にコピーを取っておいてください。
②	入所等申込書の 有効期間は申込日の翌月1日から6か月間 です。申込みから6か月を経過した場合は再度お申込みください。当課より再申込みの勧奨は行いません。
③	就労証明書や受託証明書、診断書等は発行後 3か月以内 のもののみ有効です。
④	申込書類(就労証明書等含む)に記載された情報は、入所後の手続きのため内定した保育園に情報提供をすることがあります。
C. 希望園を選ぶにあたって	
①	利用調整は、希望した保育園についてのみ行います。申込み後、希望保育園を変更する場合、締切日までに電話でご連絡いただければ変更できます。(令和9年3月31日をもって電話での希望園変更受付は終了します。)
②	保育園には駐車場がないため、お車での送迎はできません。

D. 利用調整基準について		
①	預託の調整指数Kは、申込み締切時点で、 育児休業中 の場合、 就労内定 の場合、 大田区に在住していない 場合には加算されません。育児休業中であればいかなる場合も調整指数Kの加算は付きません。	
②	世帯の区市町村民税の所得割合計額が48,600円未満の方対象の調整指数M は、前年度の課税証明書または非課税証明書の提出がある場合に限り（その世帯の入所等希望年の前年度の納税義務が外国にある場合又はその世帯が生活保護を受けている場合を除く）（入園申込みのしおりP. 29参照）。	
③	申込児童の兄弟姉妹である在園児や卒園児の保育料滞納がある場合、申込児の入所等に関して不利になります。	
E. 転園申込みにあたって		
①	新規入所申込みの方と同一指数だった場合、入所の方を優先します。また、 内定を辞退しても元の園に戻ることはできません。	
F. 入所内定後のお手続きについて（★の箇所は、該当しない方は確認不要です）		
①	★申込み時に求職中の方へ 求職中の場合、 入所後3か月以内 に就労を開始し、就労証明書を提出していただきます。提出の確認後、お子様の在園の期間は最長就学前までとなります。就労証明書の提出がない場合は、退所となります。	
②	★申込み時に就労内定の方へ 就労内定の場合、 入所後1か月以内 に就労証明書を提出していただきます。提出の確認後、お子様の在園の期間は最長就学前までとなります。就労証明書の提出がない場合は、退所となります。	
③	就労での保育園在園要件は、保護者が「 1か月に48時間（目安として週3日かつ1日4時間）以上 」就労しており、かつ月の収入を就労日数及び就労時間で割返した結果、東京都の最低賃金相当であることです。要件に該当しなくなった場合は、退所となります。	
G. 地域型保育事業（小規模保育所・事業所内保育所）へのあっせん申込を希望される方へ		
①	区からのあっせん承諾後、施設と直接契約を締結していただきます。契約にあたっては、各施設の案内に従ってください。施設や職員等の基準が認可保育園とは異なりますが、保育料階層は認可保育園と同基準で算出します。支払方法や支払期限については利用施設の案内に従ってください。	
②	2歳児クラス以下の保育園のため、3歳児以降の保育を希望する場合は、改めて認可保育園等への申込みが必要となります。	
③	お子様にアレルギー・疾病がある場合、保育施設の受入れ態勢や保育環境によっては入所契約に至らない場合があります。また、当課との事前面談の結果、地域型保育事業の受入れが難しいと判断した場合、希望園を変更していただくことがあります。	
H. 小規模保育所・事業所内保育所の卒園児童について（4月一次利用調整のみ対象）		
①	連携施設の保育園については、ほかの希望者より優先されます。なお、 希望先の保育園が連携施設かどうかにかかわらず 、小規模保育所・事業所内保育所の卒園児童の申込みは、 入所ではなく転園申請の扱いとなります。	
②	設定されている すべての連携施設を希望した場合は、いずれかの保育園に内定します。	
③	連携施設が複数あり、そのうちの一部の連携施設のみを希望した場合、利用調整の結果、内定に至らないことがあります。	
④	連携施設以外の保育園を希望することも可能ですが、優先対象は連携施設の保育園のみであり、連携施設以外の保育園であっても転園の扱いです。また、利用調整の結果、内定に至らないことがあります。	
I. 萩中、中央八丁目保育園を希望される方へ		
①	就学前までに転園申込みが必要な保育園になります。萩中保育園は2歳児クラスまで、中央八丁目保育園は3歳児クラスまでの保育園です。引き続き保育を希望する場合でも、再入所の申込みが必要です。	
J. その他		
①	産前休職制度（妊娠が確認され申請が認められた日から、法定の産前休暇の取得日前日まで休職できる制度）を取得した場合、保護者の心身の状況を踏まえ、「保育の必要性がある」と判断される場合を除き、退所となります。	
②	入所後、出産した子の産休および育児休業中に転園の申込みをする場合、産休復帰または入所月の当月中までに育児休業から復帰する場合は「就労」の指数で利用調整しますが、産休復帰しない場合または入所月の当月中までに育児休業からの復帰予定がない場合は、「求職中」に準じた指数での利用調整となります。	
③	窓口での書類提出後、審査状況に応じて追加の書類提出を依頼する場合がございます。予めご了承ください。	
④	育児休業からの復職時期や育児休業給付金の申請については、勤務先やハローワークにご確認頂いた上で、保育所入所の手続きをご判断ください。大田区では育児休業に関する手続き（取得、延長、給付金の給付等）について一切責任を負いかねます。	
保護者記入欄	第一希望保育園	
	申込児童名	※兄弟姉妹で申請した方は一番下の子の氏名を記載してください。
	申込児童生年月日	年 月 日
	本同意書に記載された事項をすべて確認し、同意します。 あわせて、保育所入所・転園等申込書兼保育の必要性の認定に係る申請書及びその他書類を提出します。	
	年 月 日	
	保護者氏名	